

賃金控除に関する協定書
(吉田事業場)

京都大学(以下「大学」という。)と過半数代表 小田 滋晃 は、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき、賃金控除に関し次のとおり協定する。

(毎月の給与からの控除)

第1条 大学は次に掲げるものを、毎月の給与から控除できるものとする。

- (1) 宿舍費
- (2) 団体生命保険料
- (3) 財形貯蓄額
- (4) 親睦会費
- (5) 労働組合費
- (6) その他(教職員サークル(野球部等)会費等)

(期末手当等からの控除)

第2条 大学は次に掲げるものを、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当から控除できるものとする。

- (1) 財形貯蓄額

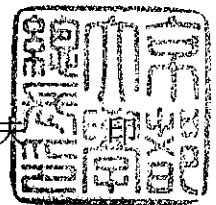
(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。但し、有効期間満了の一箇月前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成19年3月30日

国立大学法人京都大学総長

尾池和夫



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

小田 滋晃 (印)